

農地を農業用施設に使用する届出書の必要書類一覧

(令和8年1月作成)

図 書	説 明	チェック
届出書 【原本2部】	A4サイズ 自署の場合は、押印不要。	
位置図 【1部】	届出地を朱書きで記載してください。 (都市計画図、住宅地図、インターネットで取得できる地図等) ※ 都市計画図は、都市計画課（南館2階）で購入できます。	
公図（地番表示図） 【1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの（写し可） 届出地を朱書きで囲み、隣接地の現況地目を記入してください。 ※ 公図は、法務局又は市税務課（北館2階）で購入できます。	
届出地の登記事項証明書 【1部】	全部事項証明書（法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの） ※ 自身でインターネットより出力したものについては、不可	
土地利用計画図（配置図） 【1部】	施設等の配置がわかるよう記載してください。	
立面図 【1部】	施設等の高さを記載してください。	
求積図（地積測量図） 【1部】	農地の一部を使用する場合。	
土地改良区の決済賦課金を支 払ったことがわかるもの 【複写（コピー）1部】	（宮田用水土地改良区決済賦課金、福田悪水土地改良区決済賦課金 が発生する場合） 決済賦課金の領収書の写しなど	
委任状 【原本1部】	（委任を受けて届出をする場合（使者を差向ける場合は不要））	

【注意事項】

- ・ 届出する前に必ず農業委員会へ事前の相談をしてください。
- ・ 対象農地が「農業振興地域内の農用地区域」にある農地の場合、事前に用途区分を農地から農業用施設用地へ変更する必要があります。詳しくは、清須市市民環境部産業課農政係へ確認してください。
- ・ 開庁日に随時受付します。受理通知書交付は受付から5開庁日後です。
- ・ 工事の完了後は完了報告を提出してください。
- ・ 審議の過程で、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。